

小名浜港特定利用推進計画(変更)

令和元年5月
福島県

1. 小名浜港特定利用推進計画策定の目的

本計画は、2013年(平成25年)12月19日に小名浜港が特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定されたことを受けて、本県はもとより東日本地域の安定的かつ経済的なエネルギー(石炭)の供給を実現するため、5・6号ふ頭地区、7号ふ頭地区及び東港地区において、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化を促進するための具体的な取り組みについて定め、小名浜港の拠点港としての効率的な利用の推進を図るものである。

2. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

2-1 小名浜港の概要

小名浜港は、福島県沿岸南部のいわき市に位置する重要港湾であり、福島県の産業を支える基盤として、また、南東北地域の物流拠点として地域の発展に大きな役割を果たすとともに、背後や近隣の沿岸部に立地し東日本地域に電力を供給する火力発電所への石炭等の燃料輸送拠点として、重要な役割を担っている。

2017年(平成29年)における小名浜港の全取扱貨物量は輸入857万ト、移入276万ト、輸出91万ト、移出439万ト、合計1,663万トで輸入が約半数を占める。中でも石炭、原油、重油及び石油製品等のエネルギー関連の貨物は、取扱貨物量全体の約8割を占め、エネルギー供給基地としての役割が大きい。

特に石炭は港全体の取扱貨物量の約6割を占め、オーストラリア、インドネシア等から輸入され、背後や近隣の沿岸部に立地する石炭火力発電所等へ供給されている。

2-2 ばら積み貨物の取扱状況

小名浜港の石炭の取扱貨物量は表-1のとおり。2011年(平成23年)は東日本大震災の影響により平年より取扱量が減少しているが、2013年(平成25年)には震災前を上回る状況まで回復している。また、2013年(平成25年)12月には、東京電力(株)広野火力発電所6号機(60万kW)が運転開始し、さらに2021年までに勿来IGCCパワー合同会社及び広野IGCCパワー合同会社が新たな発電設備(石炭ガス化複合発電(IGCC))の運転開始を目指し、現在整備中であることから、今後も石炭の取扱量の増加が見込まれる。

表-1 小名浜港の石炭の取扱貨物量

品目・区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
石炭	607万ト	451万ト	619万ト	863万ト	984万ト	987万ト	924万ト	1,034万ト
輸入	484万ト	341万ト	510万ト	619万ト	697万ト	676万ト	636万ト	693万ト
移入	6万ト	24万ト	7万ト	7万ト	7万ト	5万ト	5万ト	14万ト
移出	118万ト	86万ト	102万ト	237万ト	281万ト	305万ト	283万ト	327万ト

(注)端数処理の関係で合計が合わない場合がある

出典:小名浜港統計年報

2-3 ばら積み貨物に係る主要港湾施設の整備状況

小名浜港のばら積み貨物に係る主要港湾施設の整備状況(2018年(平成30年)12月時点)は表-2のとおり。(各施設の位置は図-1参照)

表-2 小名浜港のばら積み貨物に係る主要港湾施設整備状況

地区名	施設名	数	規模	主要取扱貨物	備考
3号ふ頭地区	岸壁(3-3・4)	2バース	水深 -10m 延長 350m	石炭 銅精鉱 亜鉛鉱	橋形水平引込式アンローダー
	埠頭用地	1式	8ha		
	荷役機械	2基	315t/h		
5・6号ふ頭地区	岸壁(5-1)	1バース	水深 -12m 延長 240m	石炭 銅精鉱 亜鉛鉱	(5号ふ頭地区) 橋形クレーン式アンローダー
	埠頭用地	1基	11ha		
	荷役機械	1基	800t/h	石炭	(6号ふ頭地区) バケツ式連続アンローダー ベルトコンベア ホッパ分岐施設
	岸壁(6-1)	1バース	水深 -14m 延長 280m		
	埠頭用地	1式	15ha		
	荷役機械	2基	1,500t/h		
	搬送機械	2列	1,550t/h		
荷役機械	1基	1,550t/h			
7号ふ頭地区	岸壁(7-1・2)	2バース	水深 -13m 延長 540m	石炭	橋形水平引込式アンローダー
	埠頭用地	1式	31ha		
	荷役機械	3基	800t/h		
東港地区	岸壁	2バース	水深 -18m 延長 370m 水深 -16m 延長 220m	石炭 (計画)	〔特定貨物取扱埠頭〕 港湾計画: 水深-20m 延長 740m
	埠頭用地	1式	29ha		
	荷役機械	2基	1,900t/h		
	搬送機械	1式	4,200t/h		
	貯炭機械	1式	4,200t/h		
	荷役機械	1式	2,000t/h		
	臨港道路	1式	1,805m		

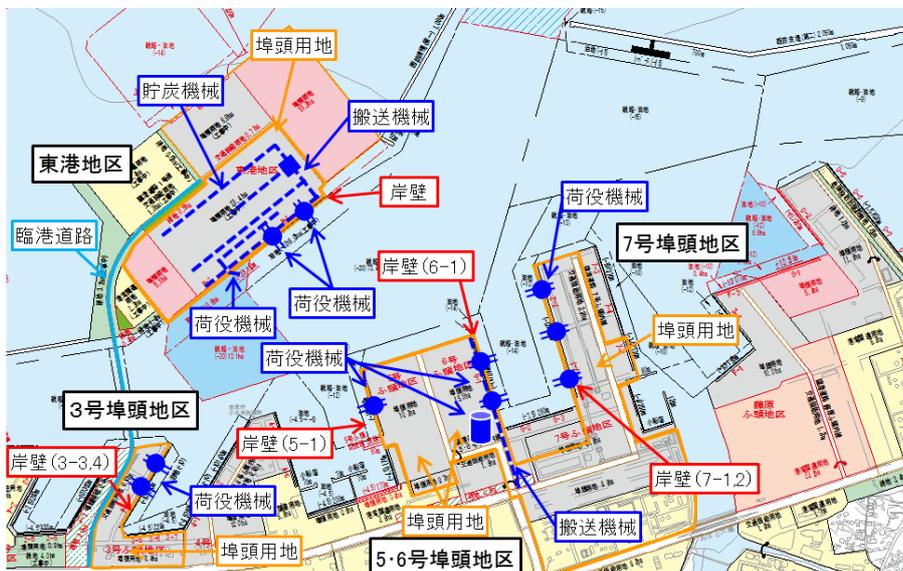


図-1 小名浜港のばら積み貨物に係る主要港湾施設位置図

2-4 港湾計画及び関連する計画における位置づけ

小名浜港港湾計画の一部変更(2012年(平成24年)7月)において、大型船舶による輸入ばら積み貨物(石炭)の輸送に必要な港湾施設として、東港地区に岸壁(-20m)、航路・泊地(-20m)等が位置づけられている。また、港湾計画改訂(2017年(平成29年)3月)において、新たな石炭需要に対応するため、同地区に岸壁(-20m)等が新たに位置付けられ、更には、5・6号ふ頭地区、7号ふ頭地区及び東港地区が、石炭の輸入拠点として港湾の運営の効率化に特に資する区域(臨海部産業エリア(図-2参照))に位置づけられている。

一方、福島県復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)に基づく産業復興再生計画(2013年(平成25年)5月策定)においては、5・6号ふ頭地区、7号ふ頭地区及び東港地区を民間埠頭運営会社へ一体的に貸付し、物流機能の効率化を図り、地域産業の復興に資する事業を行う地区として位置付けられている。

その他の主な関連計画は以下の通り。(表-3参照)

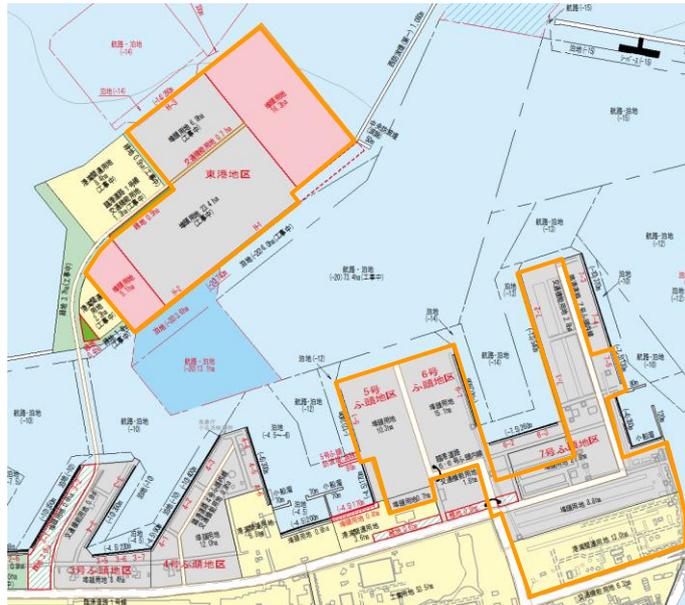


図-2 効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)(橙色で囲まれた区域)

表-3 その他の主な関連計画

【総合物流施策大綱(2017-2020)】国土交通省 (平成29年7月閣議決定)

<p>Ⅲ. 今後の物流施策の方向性と取組</p> <p>3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(=支える) ～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～</p> <p>(2) 道路・海上・航空・鉄道の機能強化</p> <p>② 海上輸送の機能強化</p> <p>(ア) 港湾施設の整備</p> <p>国際バルク戦略港湾において、資源、エネルギー、食糧等のバルク貨物を輸送する大型船が入港できるよう、拠点的な港湾整備を行い、国全体として安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を促進する。</p>
--

【福島県総合計画 ふくしま新生プラン】福島県 (平成24年12月策定)

<p>第4章 地域別の主要施策</p> <p>2. 地域別の主要施策 (7) いわき地域</p> <p>施策③ 多様で活発な交流の促進</p> <p>・小名浜港については、国際バルク戦略港湾として東港地区などの整備及び機能強化を進めるとともに、積極的なポートセールス活動を行い、利用を促進します。また、国道6号、国道49号の整備促進や、国道289号、県道いわき石川線などの機能強化、さらには小名浜道路の整備によって、広域的な物流ネットワーク整備を進めます。</p> <p>・小名浜港周辺地域については、物流・産業・観光交流の拠点として、アクアリンパークや水産業関連施設、既成市街地との一体的な整備を進めるほか、にぎわい創出のための道路整備などを進めます。</p>

【福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想】関係省庁、県、市町村。有識者等 (平成26年6月策定)

<p>Ⅱ. イノベーション・コースト構想の主要プロジェクト</p> <p>2. 新しい産業基盤の構築</p> <p>(2) スマート・エコパークの整備、エネルギー関連産業の集積</p> <p>2) 高効率石炭火力発電(IGCC)に関連した産業の集積</p> <p>・高出力・高効率化に向けた技術開発が進められている50万kW級石炭ガス化複合発電(IGCC)設備の実証プラントについて、広野火力発電所、常磐共同火力株式会社勿来発電所の2地点での建設計画が進められている。</p> <p>(中略)</p> <p>・本プロジェクトの実現により、建設最盛期には、2地点で最大2000人規模の雇用が生まれ、1基当たり総額800億円の経済波及効果が期待される。</p>
--

2-5 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針

(1) 効果的な利用の推進に係る現状及び課題

小名浜港で多く取り扱われている石炭は、背後や近隣の沿岸部に立地する電力会社の火力発電所向けに、喫水調整をしながら8万～9万 DWT 級の船舶により個別に輸入しているケースや、商社が中心となってボイラー燃料等小口利用企業向けに1万～2万 DWT 級の船舶により輸入しているケースなどがある。

また、小名浜港では石炭輸送船舶の入港隻数の増加や大型船舶に対応した岸壁の不足により、多くの船舶が沖合で入港を待つ滞船や喫水調整のための減載を余儀なくされており、非効率な輸送実態となっている。

一方で、東日本大震災以降、我が国におけるベースロード電源として石炭火力発電の重要性が高まっており、2013年(平成25年)には東京電力(株)広野火力発電所6号機の営業運転の開始、さらに2021年までに勿来IGCCパワー合同会社及び広野IGCCパワー合同会社が新たな発電設備(石炭ガス化複合発電(IGCC))の運転開始を目指し、現在整備を進めているなど、石炭火力発電所が多数立地する東北地方の沿岸部において、石炭を安定的かつ経済的に輸入するための取り組みが必要となっている。

このため、小名浜港においては、本県はもとより東日本地域のエネルギーの安定供給に向けて、大水深岸壁等の整備とともに、企業間の連携による石炭の海上運送の共同化など大型船の活用による効率的な海上輸送網の拠点港としての役割が求められている。

(2) 効果的な利用の推進に関する取組方針

安定的かつ経済的な石炭の調達に向け、小名浜港を拠点港とした効果的な利用の推進に関し、以下のとおり取り組む。

- ・需要が顕在化している大型石炭輸送船舶に対応するため、東港地区岸壁(-18m)や航路・泊地(-18m)、埠頭用地等の整備を推進する。
- ・効率的な石炭荷役を可能とするため、東港地区において高能率荷役機械(アンローダー)等の整備を行うとともに、民間事業者による埠頭運営を行う。
- ・小名浜港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用するなど、企業間の連携を推進するとともに、効率的な海上輸送網を形成し、海上輸送の共同化に取り組む。

(3) 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に関する実施体制

効率的な海上輸送網の構築を図るため、2014年(平成26年)6月に港湾法第50条の7に基づいて設置された「小名浜港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会」において、石炭の海上運送の共同化の促進に資する取組の計画作成及び実施に関し必要な協議を行う。なお、同協議会は特定港湾管理者である福島県、本計画に定める事業を実施すると見込まれる特定埠頭運営者や荷主企業その他必要と認められる者により組織する。

協議会の構成員は、計画に位置づけられた目標を共有し、関係者間の連携強化に取り組み、経済性や利便性・安定性を考慮しつつ、それぞれの立場で目標の実現に努める。

同協議会の2018年(平成30年)12月時点の構成員は以下のとおり。

【小名浜港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会 会員】

福島県、いわき市、いわき商工会議所、小名浜埠頭(株)、小名浜海陸運送(株)、三洋海運(株)、磐城通運(株)、東京電力フュエル&パワー(株)、東北電力(株)、常磐共同火力(株)、常磐火力産業(株)、常磐興産(株)、相馬共同火力発電(株)、(株)エイブル、サミット小名浜エスパワー(株)、(株)クレハ、小名浜製錬(株)、東邦亜鉛(株)、三菱ケミカル(株)、堺化学工業(株)、日本製紙(株)、小名浜吉野石膏(株)、福島臨海鉄道(株)、小名浜東港バルクターミナル合同会社、国土交通省東北地方整備局(オブザーバー)

3. 特定利用推進計画の目標

大型船舶を活用した石炭の海上運送の共同化(共同配船又は共同調達)などを実施することとし、目標は表-4のとおりとする。

表-4 石炭の海上運送の共同化に関する目標

特定貨物輸入拠点港湾	小名浜港(福島県)
連携港	東日本地域の石炭荷揚げ港 茨城港(茨城県)、相馬港(福島県)、 能代港(秋田県)、酒田港(山形県) 等
利用企業	常磐共同火力(株)、東京電力フュエル&パワー(株)、東北電力(株)、 常磐興産(株)、サミット小名浜エスパワー(株)、(株)クレハ、 小名浜製錬(株)、日本製紙(株)、小名浜吉野石膏(株) 等
対象船舶	ケープサイズ級等
目標	〔目標1:東港地区供用開始後5年以内〕 ・海上運送の共同化などにより取扱われる石炭について、年間約 100万トンを取扱い、海上輸送コストを2割程度縮減させる。 〔目標2:東港地区供用開始後10年以内〕 ・海上運送の共同化などにより取扱われる石炭について、年間約 200万トンを取扱い、海上輸送コストを4割程度縮減させる。

4. 特定利用推進計画の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業及びその実施体制に関する事項

4-1 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業

(1) 施設整備等

港湾法第50条の6第2項第3号に基づく特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設は表-5のとおり。(各施設の位置は図-3参照)

なお、表中10及び11のうち小名浜埠頭(株)が整備する施設は、港湾機能高度化施設整備事業を活用して実施するものであり、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第35項に基づき固定資産税等の課税標準の特例の適用対象となる。

また、表中12及び13の施設は、小名浜東港バルクターミナル合同会社が自らの資金により整備を行うものである。

表-5 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設

番号	地区	施設名	整備主体	数	規模	整備年度	備考
1	東港地区	岸壁 (-18m、-16m)	国	2 パース	水深(-18m) 延長 370m 水深(-16m) 延長 220m	2008 年度～ 2020 年度	港湾計画: 水深(-20m) 延長 740m
2		航路・泊地 (-18m、-16m)	国	86ha	水深(-18m、 -16m)	2009 年度～ 2020 年度	港湾計画: 水深(-20m)
3		航路(-18m)	国	38ha	水深(-18m)	2018 年度	港湾計画: 水深(-20m)
4		航路(-19m)	国	33ha	水深(-19m)	2018 年度	港湾計画: 水深(-21m)
5		泊地(-16m)	国	1ha	水深(-16m)	2017 年度～ 2018 年度	港湾計画: 水深(-20m)
6		臨港道路	国	1,805m	片側 1 車線	2008 年度～ 2020 年度	
7		護岸(防波)	国	618m	—	2008 年度～ 2020 年度	
8		埠頭用地	福島県	1 式	29ha	1995 年度～ 2020 年度	野積場他
9		広域資源活用 護岸	福島県	1,500m	—	1994 年度～ 2020 年度	
10		荷役機械	小名浜埠頭(株) 福島県	2 基	1,900t/h	2015 年度～ 2019 年度	港湾機能高度化施設整備事業等
11		搬送機械	小名浜埠頭(株) 福島県	1 式	4,200t/h	2015 年度～ 2019 年度	
12		貯炭機械	小名浜東港バルクターミナル合同会社	1 式	4,200t/h	2018 年度～ 2020 年度	
13		荷役機械	小名浜東港バルクターミナル合同会社	1 式	2,000t/h	2018 年度～ 2020 年度	

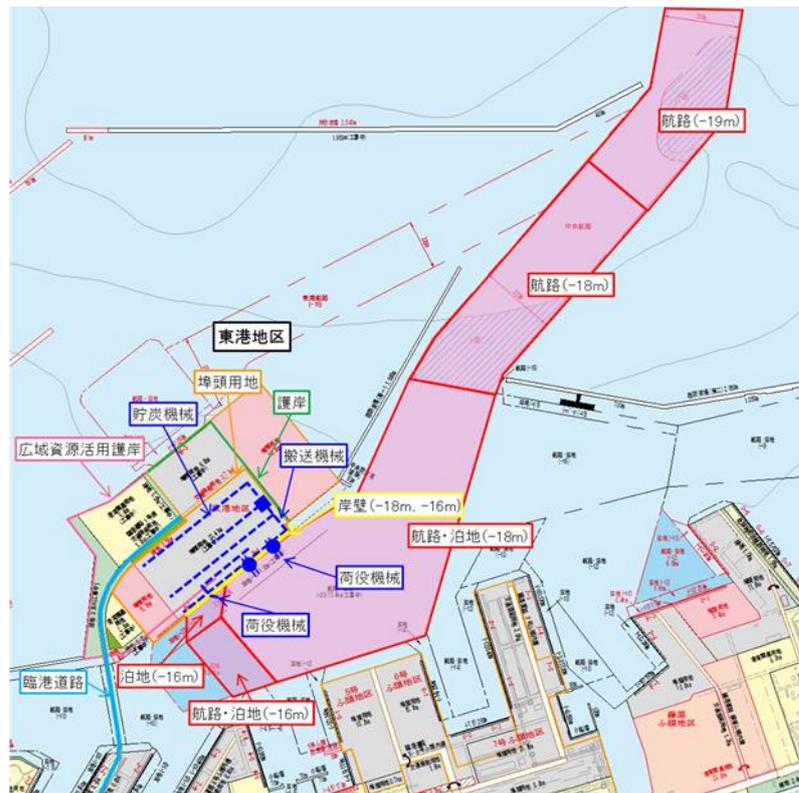


図-3 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設

(2) 民間事業者による効率的な埠頭運営

港湾法第54条の3第7項及び福島復興再生特別措置法第61条第3項等の規定に基づき、別紙のとおり、小名浜埠頭(株)が、5・6号ふ頭地区、7号ふ頭地区及び東港地区の行政財産を港湾管理者より一体的に貸付を受け、これらの埠頭運営事業を行う。また、東港地区の野積場用地等を小名浜東港バルクターミナル合同会社に転貸し、当該事業者は荷役作業を行う。

なお、事業開始時期について、供用中の5・6号ふ頭地区及び7号ふ頭地区については2015年度(平成27年度)から事業を開始しており、現在整備中の東港地区については、供用が可能となった時点とする。

(3) 海上運送の共同化

東港地区の供用開始を見据えて、小名浜港利用企業をはじめとする東日本地域を中心とした石炭利用企業や商社が主体となり、大型船舶を活用した石炭の海上運送の共同化(共同配船または共同調達)などに取り組む。

4-2 実施体制

特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制は次のとおり。

表-6 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制

項目	実施機関	時期
国際物流ターミナル整備事業 ・岸壁(-18m、-16m)	国	2008年度～ 2020年度
・航路・泊地(-18m、-16m)	国	2009年度～ 2020年度
・航路(-18m)	国	2018年度
・航路(-19m)	国	2018年度
・泊地(-16m)	国	2017年度～ 2018年度
・臨港道路	国	2008年度～ 2020年度
・護岸(防波)	国	2008年度～ 2020年度
・埠頭用地	港湾管理者(福島県)	1995年度～ 2020年度
・広域資源活用護岸	港湾管理者(福島県)	1994年度～ 2020年度
・荷役機械等	小名浜埠頭(株) 港湾管理者(福島県) 小名浜東港バルクターミナル合同会社	2015年度～ 2020年度
海上運送の共同化に係る取組 ・特定利用推進計画の作成・実施する場合の協議の場合	小名浜港特定貨物輸入拠点 港湾利用推進協議会	2014年6月～
・海上運送の共同化の促進	東日本地域を中心とした石炭 利用企業、商社等	2014年6月～

4-3 事業の効果

大水深岸壁や高性能な荷さばき施設が整備される東港地区の埠頭を中核として、企業間連携及び港間連携による大型船舶を活用した石炭の海上運送の共同化等が可能となり、小名浜港及び連携港において石炭の海上輸送コスト削減が図られる。これにより、荷主企業にとって、石炭の安定的かつ経済的な輸入が可能となるほか、国民生活や産業活動に必要な電力を安定的に供給することが可能となる。

5. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化等の促進に資する他港湾との連携に関する事項

企業間連携及び港間連携による大型船舶を活用した石炭の共同配船輸送及び共同調達輸送などに取り組む。

6. 上記のほか、特定利用推進計画の実施に関し特定港湾管理者が必要と認める事項

小名浜港で取り扱う石炭の多くは、火力発電所の発電燃料として利用されるなど、東北及び首都圏における電力供給等に重要な役割を果たしており、震災時に港湾機能が停止し、石炭の安定した供給が行えない場合、国民生活や地域産業のみならず、我が国中枢機能にも大きな影響を及ぼすこととなる。このため、エネルギー等の安定供給に向けて震災時における物流機能を確保する必要があることから、東港地区岸壁(-18m、-16m)及びこれに係る荷役機械、野積場の貯炭機械については耐震化を図るものとする。

7. 本計画の変更及び進捗状況等の確認

今後、特定貨物取扱埠頭の供用や石炭需要、また海上輸送を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うとともに、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用し、関係者間で定期的(年1回以上)に進捗状況や共同化への取り組み状況などの確認を行うものとする。